

令和3年度 公益財団法人秋田県女性会館 第7回理事会議事録

1 日 時 令和4年3月19日（土）午後1時30分から午後5時00分まで

2 会 場 秋田県女性会館 第1実技研修室(アトリオン5F)

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 烏トキエ 理事 鈴木悠子 理事 小玉喜久子
理事 鶩谷マツ 理事 中川聖子 理事 今野謙 理事 安田英子
理事 庄内公子 (以上9名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子 (以上2名)

[理事欠席者] 理事 山田京子 (以上1名)

4 議 題

[決議事項]

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について |
| 第2号議案 | 令和4年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書（案）について |
| 第3号議案 | 令和4年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書（案）について |
| 第4号議案 | 令和4年度資金調達及び設備投資の見込み（案）について |
| 第5号議案 | 公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方について |

[報告事項]

- ①代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について（公益財団法人秋田県女性会館の令和3年度事業の進捗状況等について）
- ②公益財団法人秋田県女性会館の職員について
- ③秋田県SDGsパートナー登録（令和4年1月17日登録）について
- ④行政財産使用許可について
- ⑤プラツル友の会の活動について
- ⑥その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成り立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項・決議事項の順に審議に入った。

[報告事項]

- ①代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について（公益財団法人秋田県女性会館の令和3年度事業の進捗状況等について）
このことについて代表理事からは令和3年12月以降の業務の総括、業務執行理事からは令和3年度4月～1月までの収支実績等について報告があった。事業活動収益計は、前年度比100.16%、事業活動支出計は、前年度比89.85%、事業活動収支差額は、前年度比62.90%、-3,585,433円の赤字となっている。これに2月実績と3月見込額を加えると事業活動収支差額（赤字額）は、令和3年度予算額を大きく上回らないこと、講座運営については、コロナ自粛の継続による受講者の減少等により前年度から低迷が続き、事業収益（受講料収入）が前年比99.79%などしていることが資料に基づき説明された後、質疑が行われ、出席理事全員に了承された。
- ②公益財団法人秋田県女性会館の職員について

のことについて業務執行理事から、三浦職員が今年度末をもって定年退職となるが、引き続き勤務することを希望しており、公益財団法人秋田県女性会館再雇用規程に則って所定の話し合いと手続きを行ったこと、再雇用後の賃金、報奨金等については第6回理事会で議決した待遇で令和4年度予算(案)を計上していること、嵯峨職員についても令和4年度も再雇用更新の希望があり、所定の話し合いと手続きを行い、これも同理事会で議決したとおり予算計上した旨説明があつた後、質疑が行われ、出席理事全員に了承された。

③秋田県SDGsパートナー登録（令和4年1月17日登録）について

のことについて、代表理事から第2期応募から登録までの経緯、登録証、第1期及び第2期登録パートナーネーム簿により説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員に了承された。

④行政財産使用許可について

のことについて、業務執行理事よりすでに許可申請を提出受理されたが、許可証はまだ届いておらず、現在知事決裁を待っている状況であると県の担当者から連絡があつたことが説明され、出席理事全員に了承された。

⑤プラツル友の会の活動について

のことについて、業務執行理事から1月28日（金）～29日（土）開催予定であった第7回サスティナブルバザーを県内の新型コロナウイルス感染拡大状況から中止したこと、大館市岩谷製パンの玄米パン、ワッフルを会員予約で販売したところ大好評で2週間後再度販売したことが報告され、出席理事全員に了承された。

⑥その他

他の報告はなかった。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産（案）について

第1号議案について、業務執行理事から資料に基づき流動資産（財政調整資金）からの支出について説明が行われた後、協議が行われ出席理事全員一致で決議された。

第2号議案 令和4年度公益財団法人秋田県女性会館事業計画書（案）について

のことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員一致で決議された。

第3号議案 令和4年度公益財団法人秋田県女性会館収支予算書（案）について

のことについて業務執行理事から資料に基づき説明が行われた後、次のとおり質疑が行われ、賛成理事8名、反対理事1名の賛成過半数で決議された。

- ・事業収益が約1,960万円と前年度予算並みである理由については、受講者減少による減益を補てんすべく新規講座の開設、既存講座の受講者の増加を図ること、女性会館フェアの参加費を値上げしたことである。
- ・雑収入・受取寄附金について前年度より124万円増となっているが、これは一般寄附金を積極的に募ること、寄附につながる「特別企画のバザー」及び「防災対応自販機設置応援クラウドファンディング」等を実施することで寄附金収入増を見込み計上した。
- ・事業費支出では、再雇用職員2名の賃金額、法定福利費、通勤手当等が第6回理事会での決議に則り予算計上されていることを確認した。令和3年度定年退職職員の会館への貢献に対し職員報酬金（仮称）を与えることが第6回理事会で決議されており、中退共退職金と合せて100万円とする案で予算計上された。これについて、

質疑を行い、出席理事の賛否は、賛成理事8名、反対理事1名であった。

第4号議案 令和4年度資金調達及び設備投資の見込み（案）について
このことについて、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ出席理事全員一致で決議された。

第5号議案 公益財団法人秋田県女性会館の法人運営のあり方について
このことについて、代表理事から懸案となっている当法人の収益事業の申請について説明が行われた後、質疑が行われ、当該議案は、当法人の将来に係る重要事項であることから次回理事会の継続審議とすることが出席理事全員一致で決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

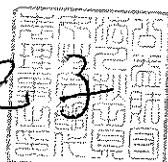
なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

令和4年3月28日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山万紀子



監事 小林 章

監事 川越 よしお

